

10月1日から 老人保健医療制度が変わります

新しい医療証は 9月下旬に郵送します

10月1日から老人保健医療制度が変わります。新しい医療証を老人医療の受給者の方全員に9月下旬に郵送します。新しい制度のパンフレットを同封しますのでご参照下さい。

なお、これまで使用されていた老人医療受給者証は10月以降は使えなくなりますので、ご注意ください。
問 高齢者福祉課 ☎724・214

主な変更点

主な変更点は次のとおりです。
対象年齢が70歳以上から75歳以上に引き上げられました。ただし、昭和7年9月30日以前に生まれた方は引き続き対象となります。
前年の所得によって自己負担が、1割負担または2割負担になります。

すべての医療機関で定率負担(1割負担。一定所得以上の所得がある方は2割負担)になります。これまでの定額制(1回850円/月4回まで)はなくなり、自己負担の限度額が変わります。医療機関の窓口では1割または2割の自己負担分を支払っていただきます。なお、入院の場合は窓口で支払う額の上限があります。1か月に外来や入院で支払った医療費が自己負担限度額を超えたときは高額医療費として支給されます。

老人保健で医療を受けられる方

老人保健で医療を受けられるのは次の方です。ただし、昭和7

年9月30日以前に生まれた方は引き続き対象となります。65歳以上で障がい認定を受けた方

昭和7年10月1日以降に生まれた方は、75歳になるまで引き続き加入している健康保険で医療を受け、75歳になると老人保健で医療を受けます(詳細は現在加入している健康保険へお問い合わせ下さい)。

自己負担の割合

自己負担の割合は次のとおりです。
一定以上の所得がある方
同一世帯の中に、70歳以上(65歳以上で障がい認定を受けた受給者を含みます)で退職所得を除く

所得区分	負担割合	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上の所得がある方	2割	40,200	72,300円+医療費(10割)が361,500円を超えた場合は、超えた分の1% 過去12か月間に入院の高額医療費の支給が4回以上あった場合、4回以降は40,200円
一般	1割	12,000	40,200
住民税非課税世帯	1割	8,000	24,600
	1割		15,000

前年の課税所得が124万円以上の方がいる場合、その方と同一世帯の老人医療の受給者の方は2割負担になります。
ただし、世帯の70歳以上の方の収入の合計が637万円未満の場合(70歳以上の方が1人の世帯は450万円未満)は、申請により1割負担になります。申請方法については、別途市からお知らせします。

一般の方
同一世帯で70歳以上の方の課税所得が全員124万円未満である場合、1割負担となります。
自己負担の割合は、世帯の方が70歳に達したときや転入・転出などにより世帯の70歳以上の方の構成が変わったとき、70歳以上の方

の所得や収入合計額により翌月から自己負担の割合が1割、2割、2割、1割と変わる場合があります。変わる場合は、市からお知らせします。

転入、転出等により負担割合が変わる場合に、その届出の時期のずれ等により、支払った医療費に過誤調整差額の支給または返還が生じる場合があります。

高額医療費制度

1か月の医療費の自己負担額(保険外のみは対象になりません)が自己負担限度額(「上表」を超えた場合には、その超えた分が後から支給されます。入院があった場合は、同じ世帯内の老人医療の受給者同士で合算します。
該当者には申請書を郵送します(各医療機関から提出される診療報酬明細書を基に算定しますので、診療を受けた月からおおよそ3~4か月後になります)。

住民税非課税世帯の認定
住民税非課税世帯の方は、申請が必要ですが、認められると自己負担限度額が住民税非課税世帯の「または」の限度額(「左表」)が適用されます。また、入院時の食事代も減額されます。

住民税非課税世帯	世帯主及び世帯員全員が住民税非課税であるとき
住民税非課税世帯	世帯主及び世帯員全員が住民税非課税で、かつ、全員の所得が控除額を65万円として計算)を差し引いたときに0円となる場合

70歳以下の方も含めます。課税されている方がいる時は該当しません。

多摩境駅北側自転車駐車を 拡張 ご利用下さい

今年4月、多摩境駅北側に自転車駐車をオープンしましたが、同駅周辺にはまだ多くの自転車が放置され、歩行者の安全な通行を妨げています。そのため、市ではこの程、同駐車を拡張、10月1日からご利用いただけることになりました。
これにより、新たに自転車・バイク約278台の収容が可能となりました。また、従来どおり24時間利用できます。
定期利用料金は、1か月当たり自転車1800円、バイク3000円から4200円、一時利用料金は、利用当日を限度として1日1回、自転車1000円、バイク1500円から3000円です。
定期利用の申し込み受付は次のとおりです。
受付開始 9月21日(土)から
受付時間 午前6時30分~午後8時(日曜日、祝日を除く)
受付場所 多摩境駅北側自転車駐車場(「下図」)
受付は一人1台で先着順です。申し込みの際、定期利用料金をお支払いいただきます(身分証明書印鑑は不要)。なお、車種によっては利用いただけないバイクもあります。
問 交通安全課 ☎724・1136



今日、9月21日(土)から受付開始

2002年 秋の全国交通安全運動

9月21日~30日
おもいやり
人に車に この街に

市内の人身交通事故は増加傾向にあり、特に死亡事故者数は8月31日現在10人で、前年比プラス2人と厳しい状況にあります。このような交通事故を1件でもなくすため、町田市をはじめ、町田警察署、町田交通安全協会、町田地域交通安全活動推進委員協議会など関係機関・団体は「交通事故のない明るく住みよい安全な町」を目指してこの運動を推進します。



道路交通法の一部が改正され、飲酒運転等の罰則が強化されました。
・酒酔い運転「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」
・酒気帯び運転「1年以下の懲役または30万円以下の罰金」
問 交通安全課 ☎724・1136、
町田警察署 ☎722・0110

推進重点事項
高齢者の交通事故防止
・外出は明るい目立つ服装で、夜間には反射材を身に付けましょう。
・黄色信号のときや、歩行者信号が点滅したら横断はやめましょう。
・横断禁止場所での横断はやめましょう。
二輪車・自転車の交通事故防止
・市内では右折の車と直進のバイクの事故が多発しています。
シートベルトの着用の義務
・車に乗ったら運転手、同乗者はシートベルトをしましょう。
・子どもには必ずチャイルドシートを。
・けがの程度の軽減と車外への放出を防ぎます。
飲酒運転等の罰則が強化されました。